

DCJPY 口座サービス規定

第 1 条 (DCJPY 口座サービス)

1. 「DCJPY 口座サービス」(以下、「本サービス」といいます。)は、この規定のほか、別途定める各種取引規定に基づいて、当社が発行するデジタル通貨(以下「DCJPY」といいます。)の操作が行える Web サービス(以下、「DCJPYWeb サービス」といいます。)により、DCJPY の発行・償却・移転等の取引をご利用いただけるサービスです。1DCJPY は 1 年円の価値を有します。
お客さまからのお申込に基づき、当社にて所定の手続きが完了したときに、当該契約が成立するものとし、本サービスのご利用を開始いただけます。
2. 本サービスは、1 法人につき 1 つの DCJPY 口座サービスのみご利用いただけます。提携サービス口座では開設いただけません。
3. お客さまは、本サービスのお申込およびご利用にあたっては、本規定のほか、当社が別に定める規定に従うものとします。

第 2 条 (取引開始条件)

1. 本サービスをご利用できるお客さまは、以下の要件すべてを満たす方のうち、当社が認めた方に限ります。
 - (1) 日本国内の日本法に基づいて設立された法人であること。
 - (2) DCJPYWeb サービスのアカウント(以下、「DCJPY アカウント」といいます。)と連携するための口座として当社に円普通預金の代表口座を開設されていること。
 - (3) DCJPY アカウントと連携する当社の円普通預金の代表口座を円普通預金(決済用)へ切り替えられていること。
 - (4) 株式会社 DCP(以下、「DCP」といいます。)が提供する DCJPY を利用した取引にかかる基盤(以下、「BZ(ビジネスゾーン)」)と利用することができること。
なお、お客さまが BZ のご利用を開始するためには、あらかじめ BZ のサービスの利用に係る契約の申込を、お客さまご自身の判断によって、DCP および BZ 運営管理者に行うものとします。
2. 本サービスは、当社所定の以下の方法によりお申込を行うものとします。
 - (1) DCP および BZ 運営管理者に対するお客さまの BZ サービスの申込に基づき、DCP より当社宛てにお客さま情報の連携を受けます。
 - (2) 当社よりお客さま宛てに、本サービスに関するご案内を送付します。
 - (3) お客さまは、当社インターネットバンキングにログイン後、[お客さま情報(申込・設定)]より代表口座を円普通預金から円普通預金(決済用)への切り替えを行います。

- (4) お客様は、本サービスに関する案内に従い、DCJPYWeb サービスにおいて DCJPY アカウントを作成します。
- (5) DCJPY アカウントとお客さまが保有する円普通預金の代表口座（決済用）との連携を行います。
3. お客様により、DCJPY アカウントと連携する円普通預金の決済用口座への切り替えが完了していない場合は、当社にて決済用口座へ切り替えを行います。
4. 既に当社に円普通預金を開設済みのお客さまで、円普通預金の代表口座を決済用口座へ切り替えができない場合は、DCJPY アカウントと連携するための口座として、円普通預金（決済用）の口座を新たに開設いただく必要があります。

第3条（取引方法と取引内容）

1. 当社との取引にあたり、お客さまは、インターネットに接続できるパーソナルコンピュータまたはスマートフォンおよび当社所定のネットワークに接続できる通信機器等（以下、あわせて「端末」といいます。）、その他当社の指定する方法により取引を行うことができます。
2. 本サービスを利用するためには、インターネット回線、通信機器等その他本サービスを利用するための必要な環境を準備する必要があります。
3. 本サービスは、DCJPY アカウントとお客さまの円普通預金口座を連携し、DCJPY 口座と当該預金口座を紐づけることにより利用可能となるサービスで、当社インターネットバンキングのみでのご利用はできません。
4. 本サービスは、DCJPYWeb サービスより手続きを行うことにより、当社が DCJPY を発行、移転、償却、その他これらに付随する機能をお客さまに提供する基盤（以下、「FZ（フィナンシャルゾーン）」といいます。）、および DCP が提供する BZ において、以下の各号に定める取引を行うことができます。

(1) 発行

DCJPYWeb サービスから手続きを行うことで、本口座に紐づけをされた円普通預金口座から FZ 口座に FZ 用 DCJPY として資金振替を行うことができます。

(2) 償却

DCJPYWeb サービスから手続きを行うことで、FZ 口座から本口座に紐づけをされた円普通預金口座に資金振替を行うことができます。

(3) 移転

DCJPYWeb サービスから手続きを行うことで、FZ 用 DCJPY をお客さまが指定した第三者の FZ 口座に FZ 用 DCJPY として資金移転を行うことができます。

(4) チャージ

DCJPYWeb サービスから手続きを行うことで、FZ 用 DCJPY をお客さまが指定した BZ 用口座に BZ 用 DCJPY として資金振替を行うことができます。

(5) オートチャージ

- ・ BZ 口座の残高が BZ からの移転指図に基づく取引の取引金額に満たない場合、不足分相当額を BZ から移転指図に伴い FZ 用 DCJPY から BZ 口座に BZ 用 DCJPY として自動的に資金振替が行われます。
- ・ FZ 口座の残高が上記、BZ からの移転指図に基づく取引の取引金額に満たない場合、不足分相当額を BZ からの移転指図に伴い FZ 口座に紐づけされた円普通預金口座から FZ 口座に FZ 用 DCJPY として自動的に資金振替が行われます。

(6) 返還

DCJPYWeb サービスから手続きを行うことで、BZ 用 DCJPY をお客さまの FZ 用口座に FZ 用 DCJPY として資金振替を行うことができます。

(7) 残高表示

DCJPYWeb サービスで DCJPY 口座の残高を確認することができます。

(8) 取引履歴照会

DCJPYWeb サービスで本口座に係る取引明細を確認することができます。

(9) 書面発行

DCJPYWeb サービスで本口座に係る各種書面発行を行うことができます。

第 4 条 (パスワード等の管理)

1. パスワード等の登録

本サービスの取引にあたって、DCP より提供される DCJPY の発行・償却・移転・チャージ・返還等の取引の認証を行うことができる認証アプリ（以下「認証アプリ」といいます。）において、DCJPYWeb サービスにサインインおよび認証を行うために、お客さまは事前に以下のパスワードを DCP に届け出るものとします。

(1) サインインパスワード

本サービスにおいて、DCJPYWeb サービスのサインインをすることを目的として、認証アプリにサインインする際に使用します。なお、初回サインイン時には当社が通知する仮サインインパスワードを入力することによりサインインしていただきます。仮サインインパスワードの通知方法は、当社所定の DCJPYWeb サービス画面で通知いたします。

2. パスワードの管理

- (1) パスワードは、第三者に知られないようお客さまの責任において厳重に管理してください。パスワードを失念、あるいは第三者に知られた可能性がある場合には、ただちに所定の方法により、パスワードの変更手続きをしてください。この変更手続き前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) パスワードについては、サインイン ID（認証アプリにサインイン等をする場合に

において、お客さまを識別するための符号をいいます。)と同一のものや、生年月日、同一数値の連続のみによるもの等は登録することができません。また、電話番号など、他人から推測されやすい番号の指定を避けてください。

3. パスワードの変更

- (1) お客さまは、認証アプリにおいて随時パスワードの変更を行うことができます。
この場合、第6条に定める方法により、お客さまの本人確認を行います。
- (2) パスワードを失念した場合には、当社所定の手続きを行ってください。

4. パスワードの誤入力

本サービスについて、登録済みのサインインパスワードと異なるパスワードが所定の回数連続して入力された場合、所定の期間、当該パスワードによる利用が停止されます。

第5条 (DCJPYWeb サービスの本人確認の方法)

1. 当社が、DCJPYWeb サービスのサインイン時に用いる本人確認手続きは、以下の方法となります。また、以下の本人確認手続きに加え、当社が必要と判断した場合、当社が認める所定の方法で本人確認を行う場合があります。
 - (1) ID・パスワードによる認証
DCJPYWeb サービスの初回サインイン時に、当社のインターネットバンキングのログイン ID およびログインパスワードを入力することにより本人確認を行います。
 - (2) 認証アプリによる認証
DCJPYWeb サービスのサインイン時および各種 DCJPY 口座サービスの取引時には認証アプリによる本人確認を行います。

第6条 (認証アプリの本人確認の方法)

1. 当社が、認証アプリの初回サインイン時に用いる本人確認手続きは、以下の方法となります。
 - (1) DCJPYWeb サービスの初回サインイン時に DCJPYWeb サービスに表示されるサインイン用二次元コードを認証アプリにて読み込むことにより、お客さまの本人確認を行います。なお、上記操作により DCJPY アカウントと認証アプリの連携が行われます。
2. 認証アプリの本人確認手続きは、以下のいずれかの方法となります。
 - (1) ID・パスワード方式
サインイン ID およびサインインパスワードにより本人確認を行う方式。サインイン ID・サインインパスワードは DCJPYWeb サービス初回ログインした際に、第4条第1項第1号の方法によりお客さまに通知されます。

(2) 生体認証方式

スマートフォンに登録されている指紋、もしくは顔情報により、本人確認を行う方式。なお、生体認証方式は、スマートフォン、OS の種類により選択できない場合があります。

3. 本サービス利用開始以降の取引において、当社は、当該取引に際して当社が受信したサインイン ID、サインインパスワード、認証アプリによる認証など（以下、総称して「本人確認情報」といいます。）と FZ 利用にあたりお客さまから届出のあった本人確認情報の一致を本規定に従って確認することにより本人確認を行います。
4. 当社は、本人確認情報の一致を確認した場合、本人確認情報について偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当該取引を有効なものとして取り扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
5. 本サービス利用開始後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する必要書類の提出を求めることがあります。これらの必要書類の提出がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまの登録住所宛てに発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返戻された場合、およびお客さまの登録電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）、当社は、当該お客さまとの取引の全部もしくは一部を停止し、または本サービスを解約することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第7条（FZ および BZ アカountの利用開始）

お客さまは、DCJPYWeb サービスにおいて、FZ および BZ アカountの利用開始をするためには、所定の以下の方法にて利用開始手続きを行うものとします。

- (1) DCJPYWeb サービスにて、認証アプリ初回サインイン用のサインイン ID および仮パスワードが表示されます。
- (2) 認証アプリにて、上記により通知されたサインイン ID・仮パスワードにより初回サインインを行ったうえで、SMS 認証およびパスワードの変更を行い認証アプリの利用開始手続きを行うものとします。
- (3) DCJPYWeb サービスにて、サインイン用二次元コードを表示後、認証アプリにて二次元コードの読込を行うことにより、FZ アカountと認証アプリの連携がされます。
- (4) DCJPYWeb サービスにて、当社インターネットバンキングのログイン ID・パスワードの入力を行うことにより、DCJPYWeb サービスの FZ アカountの利用開始および、FZ アカountとお客さまが保有する円普通預金口座の連携がされます。
- (5) DCJPYWeb サービスにて、BZ アカountの利用開始手続きを行うものとします。
- (6) FZ アカountと連携済みの認証アプリにて、BZ アカountの利用開始を確定することにより、BZ アカountの利用開始および、FZ アカountと BZ アカountの連携

がされます。

第8条（API連携の利用開始）

1. 本サービスにおいて、本口座に紐づく円普通預金口座と当社が提供する FZ において、本口座の資金振替等の取引は API 連携により行われます。
2. 本サービスにて利用される API 連携は、以下の各号に掲げるものとします。
 - (1) 参照系 API
お客さまの本口座に紐づく円普通預金口座の残高や入出金明細等の口座内容や取引に関する情報を、本サービスを介して連携します。
 - (2) 更新系 API
お客さまの本口座に紐づく円普通預金および本口座において、DCJPY の発行・償却・移転・チャージ・返還等の取引を、本サービスを介して資金振替を行います。
3. 本サービスにかかる API 連携にかかる諸条件については、API 連携サービス利用規定が適用されるものとします。

第9条（取引明細、各種証明書等）

1. 当社との DCJPY 口座サービスに係る取引では通帳・証書等は発行いたしません。お客さまは、DCJPYWeb サービスの照会サービスにより、当社における本口座の現在残高および入出金明細、ならびに DCJPY 口座サービスを利用した取引内容の結果等を当社所定の期間内において確認することができます。
2. 残高証明書等の各種証明書を必要とされる場合には、本口座の残高等について、当社所定の方法によりその事実を証するため証明書を発行するものとします。

第10条（手数料）

お客さまは、当社所定の本サービスに係る各種取扱手数料およびこれに対する消費税額（以下「取扱手数料等」といいます。）を支払うものとします。なお、取扱手数料は、お客さまの当社円普通預金口座から自動的に引落す方法により受領するものとします。当社の本サービスに当たっては、当社所定の口座維持手数料等をいただくことがあります。

第11条（取扱時間）

お客さまがご利用いただける時間は、当社所定の時間内とします。ただし、この時間内にもかかわらず、臨時のシステムメンテナンス等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できないことがあります。

第12条（預入）

1. DCJPY 口座の預入は、DCJPYWeb サービスからの手続きを行うことで、FZ 用 DCJPY

は発行、BZ 用 DCJPY はチャージ、またはオートチャージにより預け入れます。

2. 当社が提携する金融機関の ATM からの現金の受入れ、内国為替による振込金の受入れ、または端末を利用した当行に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座からの振替は利用できません。

第 13 条（払戻）

1. 本口座の払戻は、DCJPYWeb サービスからの手続きを行うことで、FZ 用 DCJPY は償還、BZ 用 DCJPY は返還により払い戻します。
2. 本口座の払戻は、ATM および CD（ATM と CD を総称して、以下「ATM 等」といいます。）からの現金の払戻、端末を利用した当社に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座への振替もしくは、他のお客さま名義の口座宛の振込、または他行宛の振込、または当社所定の手続きによる各種料金などの口座振替は利用できません。
3. 同日に本口座を通じて数件の払い戻しをする場合に、その総額が出金可能額を超えるときは、そのいずれを払い戻すかは当社の任意とします。取引実行時点において払い戻すべき金額が不足しているときは当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 14 条（移転の依頼）

1. 移転の依頼（以下「移転依頼」といいます。）は、次により取り扱います。
 - (1) 当社所定の手続きに従い、移転先 DCJPY 口座番号、移転金額、その他所定の事項を正確に入力してください。当社は入力事項を移転依頼の内容とします。
 - (2) 当社は、当社所定の方法によりお客さまが移転手続きに利用される端末から入力された事項を依頼内容として、移転依頼を受け付けます。
2. 移転依頼の内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. お客さまと当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第 15 条（利息）

本口座については、当社所定の取引規定等に関わらず、預金利息は無利息とします。

第 16 条（利用限度額）

1. 当社は、DCJPY の発行・償却・移転・チャージ・返還において、取引日「1 日」（基準は「午前零時」とします。）あたりに取引することができる金額（以下「利用限度額」といいます。）を定めます。なお、当社はこの上限金額を変更する場合があります。

2. 利用限度額は、DCJPY の発行・償却・移転・チャージ・返還、すべての取引日 1 日あたりの取引額の合算となり、本サービスをご利用 1 回あたりの可能額ではありません。
3. 当社は、利用限度額を超える取引依頼は受け付けないものとします。

第 17 条（禁止行為）

お客さまは、第三者に本サービスにかかる ID・パスワードまたは DCPJY アカウントの譲渡または貸与をして、第三者に本サービスの利用をさせてはならないものとします。

第 18 条（解約）

1. 本口座を解約する場合には、当社所定の方法により申出てください。
2. 解約金の元金は、本口座に紐づく円普通預金口座に入金します。
3. 本サービスを解約された場合、本口座と紐づく円普通預金（決済用）から有利息型円普通預金への切り替えはお客さま自身にて当社インターネットバンキングよりお手続きください。

第 19 条（サービスの変更、中止または終了）

1. 当社は、当社 Web サイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。
2. 前項に定める場合のほか、本サービスにかかる当社と DCP の提携が終了した場合は、本サービスも終了するものとします。
3. 本サービスが終了した場合に、本口座に残高がある場合には、当該残高全額を本口座に連携された円普通預金口座に振替を行います。

第 20 条（相殺）

1. 期限の到来、期限の利益の喪失、求償債務の発生その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社は、その債務とお客さまの預金その他の当社に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、法律の定めにより相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺をする場合、当社はお客さまに対して相殺をする旨の通知をするものとします。当該相殺を行った後、当社はお客さまに対してその結果を通知するものとします。
3. 第 1 項に基づき、本口座に紐づく円普通預金口座座に対して相殺をする場合であって当該預金口座の残高では相殺に係る当社が有する債権の額に足りない場合には、当社が本口座残高について強制的に返還及び償却を行うことにより、当該預金口座に本口座残高の全額振替を行ったうえで相殺を行うものとします。

4. 前 3 項にかかわらず、本規定の以外の当社の規定・約款において本規定と別段の定めがある場合は、当該本規定以外の規定・約款の定めを優先して適用するものとします。

第 21 条（保険事故発生時におけるお客さまからの相殺）

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。相殺の諸手続きについては当社所定の方法によるものとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある場合には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 22 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取り扱います。当社の規定は、当社 Web サイト上に掲示します。

第 23 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社 Web サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以 上

(2026 年 7 月 10 日現在)